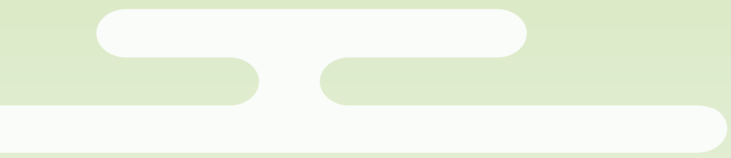


第4章

史跡由義寺跡の現状と課題

- 第1節 保存管理
- 第2節 活用
- 第3節 整備
- 第4節 保存活用のための運営・体制



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第1節 保存管理

(1)現状

①史跡由義寺跡の遺構

史跡由義寺跡の地下に残る遺構は、仮整備による盛土によって保護されている。さらに史跡指定地はすべて公有化しており、八尾市が適切に保存管理している。

②史跡由義寺跡の出土遺物

史跡由義寺跡の本質的価値を構成する出土遺物（瓦・土器・金属製品等）については、現在、八尾市立埋蔵文化財調査センターで保管されている。出土遺物は、瓦が大部分を占めており、特に平瓦が多い。また、軒丸瓦、軒平瓦で特徴的なものは、一部、八尾市立歴史民俗資料館等で展示されている。

③由義寺に関する調査研究

現在史跡に指定されている範囲は、想定される由義寺の一部の範囲であり、由義寺の寺域や由義寺関連遺跡群の全体像は明らかになっていない。これまでの調査研究の成果から、史跡指定地に隣接する北側において、由義寺関連遺跡群の存在が想定される。



図 4-1 史跡指定地の境界部



(2)課題

①適切な遺構の保存管理

史跡由義寺跡の本質的価値である地下の遺構・遺物を恒久的に保存するため、想定される現状変更の許可基準を明確にする必要がある。なお、軽微な現状変更の取り扱いの許可は、八尾市となる。

②適切な出土遺物の収蔵管理

出土遺物については、一括した管理、収蔵場所の確保が必要である。特に軒平瓦及び軒丸瓦については、詳細な分類研究等が進められており、由義寺の性格を示す重要な資料である。そのため、系統的に展示公開することにより、今後の調査研究に資することが求められる。また、金属製品については速やかに保存処理を行い、安定的な環境下での保管・収蔵が必要である。

これら出土遺物は、史跡指定地と一体となった効果的な活用のため、近接した場所での展示公開が最善である。

③由義寺の寺域及び由義寺関連遺跡群の全体像を解明する調査研究

史跡指定地内における由義寺を構成する建物の配置や規模等を確認する遺構確認調査の実施、さらに史跡指定地外における範囲確認調査等の実施とともに、文献等による調査研究を進め、由義寺の寺域や由義寺関連遺跡群の全体像を解明することが必要である。

史跡指定地外における発掘調査、調査研究によって新たな遺構・知見が発見された際の保存に向けた追加指定等の対応方針を定めておかなければならない。



表 4-1 保存管理に関する現状・課題の対応

現状	課題
①遺構は仮整備による盛土によって保護されている。史跡指定地は公有化しており、八尾市が適切に保存管理をしている。	①適切な遺構の保存管理 ・適切な遺構の保存管理及び現状変更の対応
②出土遺物は、八尾市立埋蔵文化財調査センターで保管、一部が八尾市立歴史民俗資料館等で展示されている。	②適切な出土遺物の収蔵管理 ・一括した管理をするための収蔵施設 ・史跡指定地に近接した場所での展示・収蔵
③史跡由義寺跡は由義寺の一部の範囲で、由義寺の寺域や由義寺関連遺跡群の全体像は明らかになっていない。	③由義寺の寺域及び由義寺関連遺跡群の全体像を解明する調査研究 ・史跡指定地内における遺構確認調査 ・史跡指定地外における範囲確認調査 ・文献等による調査研究 ・追加指定等の対応方針策定



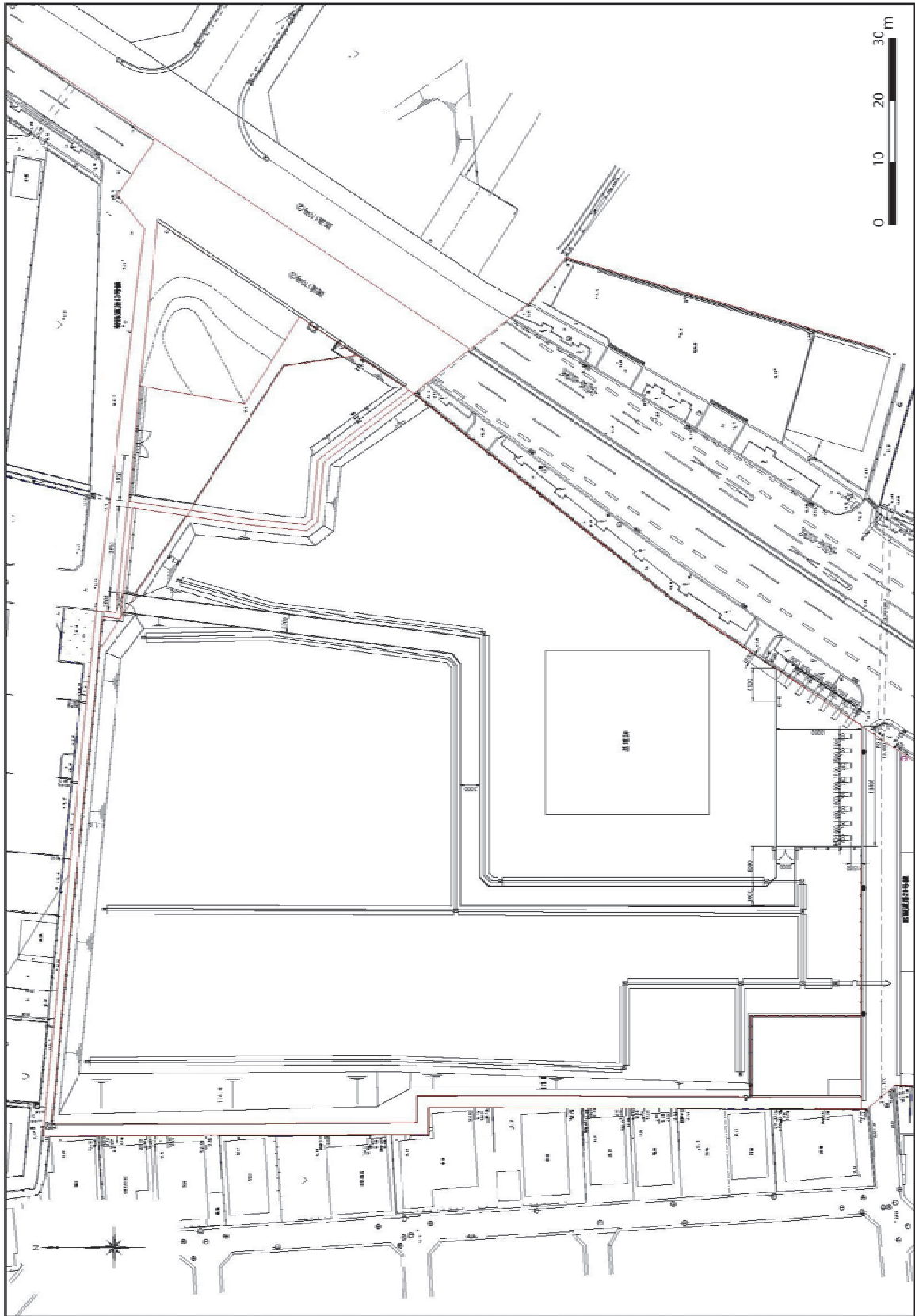


図 4-2 史跡由義寺跡の仮整備平面図

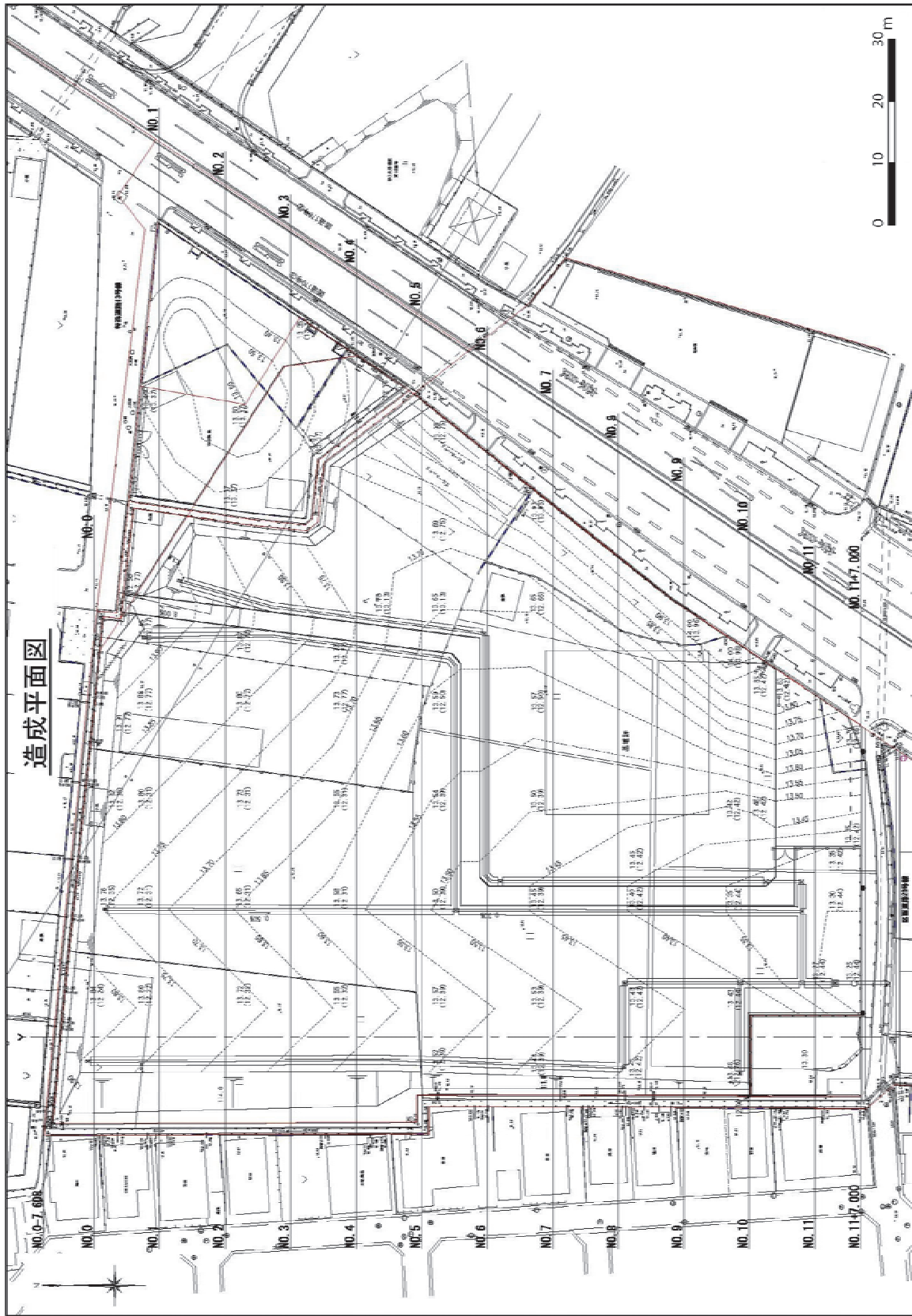


図4-3 史跡由義寺跡の仮整備の造成平面図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

